

小坂町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件 費率
2年度	人 4,879	千円 5,587,132	千円 108,931	千円 732,473	% 13.1	% 15.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
2年度	人 72	千円 270,492	千円 31,473	千円 100,012	千円 401,977

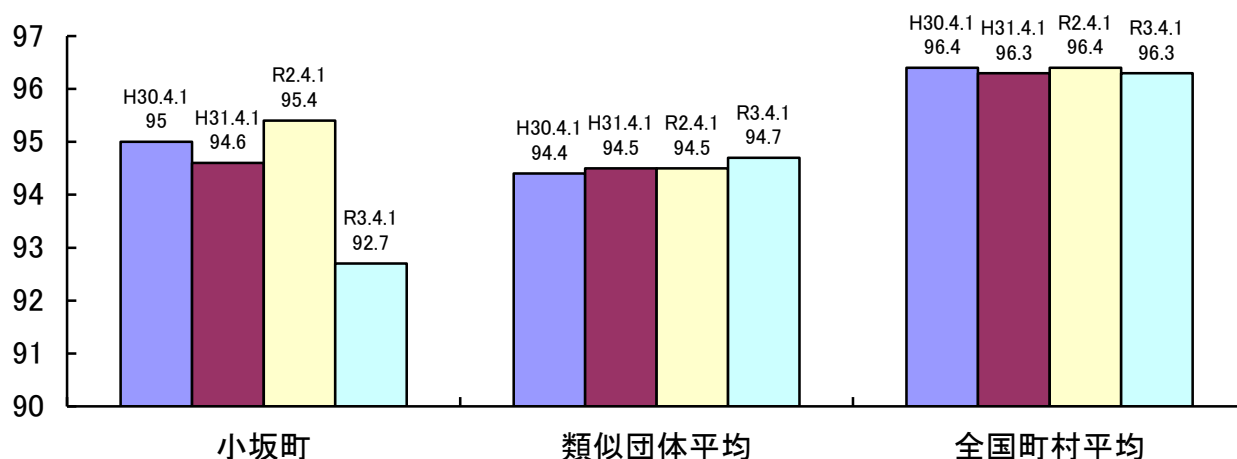
(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,583	千円 4,365

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレ

ス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期 平成28年1月1日)

(内容)一般行政職の給料表について、国・県に準じた見直しを行うため、県の給料表を基本とし秋田県人事委員会勧告のとおり改定。激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(3年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小坂町	41.9 歳	295,801 円	347,457 円	316,802 円
秋田県	42.8 歳	322,084 円	414,254 円	364,117 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	40.9 歳	291,694 円	336,856 円	318,644 円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
小坂町	54.8 歳	3 人	267,943 円	327,710 円	286,310 円	自家用乗用 自 動車運転者	54.0 歳	215,500 円	1.52
秋田県	53.8 歳	176 人	315,772 円	370,253 円	347,007 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	47.9 歳	2 人	257,362 円	285,120 円	272,630 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
小坂町	7,038,865 円	2,884,500 円	2.44

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30年～令和2年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（3年4月1日現在）

区 分		小 坂 町	秋 田 県	国
一般行政職	大学卒	181,928 円	181,928 円	182,200 円
	高校卒	149,610 円	149,610 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	146,992 円	146,992 円	—
	中学卒	138,938 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（3年4月1日現在）

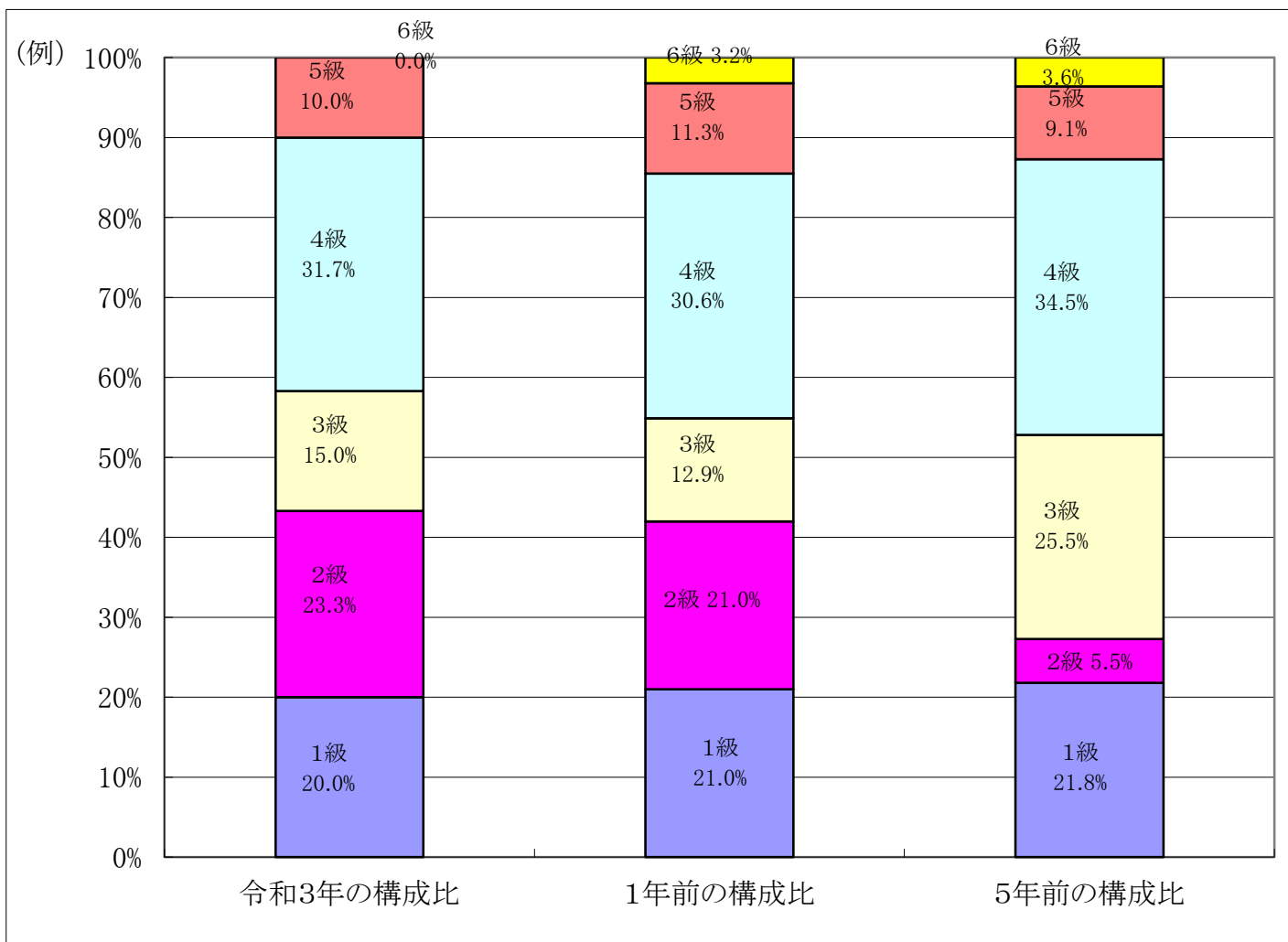
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	234,194 円	257,975 円	340,633 円	379,382 円
	高校卒	204,900 円	219,130 円	314,826 円	357,925 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	294,489 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（3年4月1日現在）

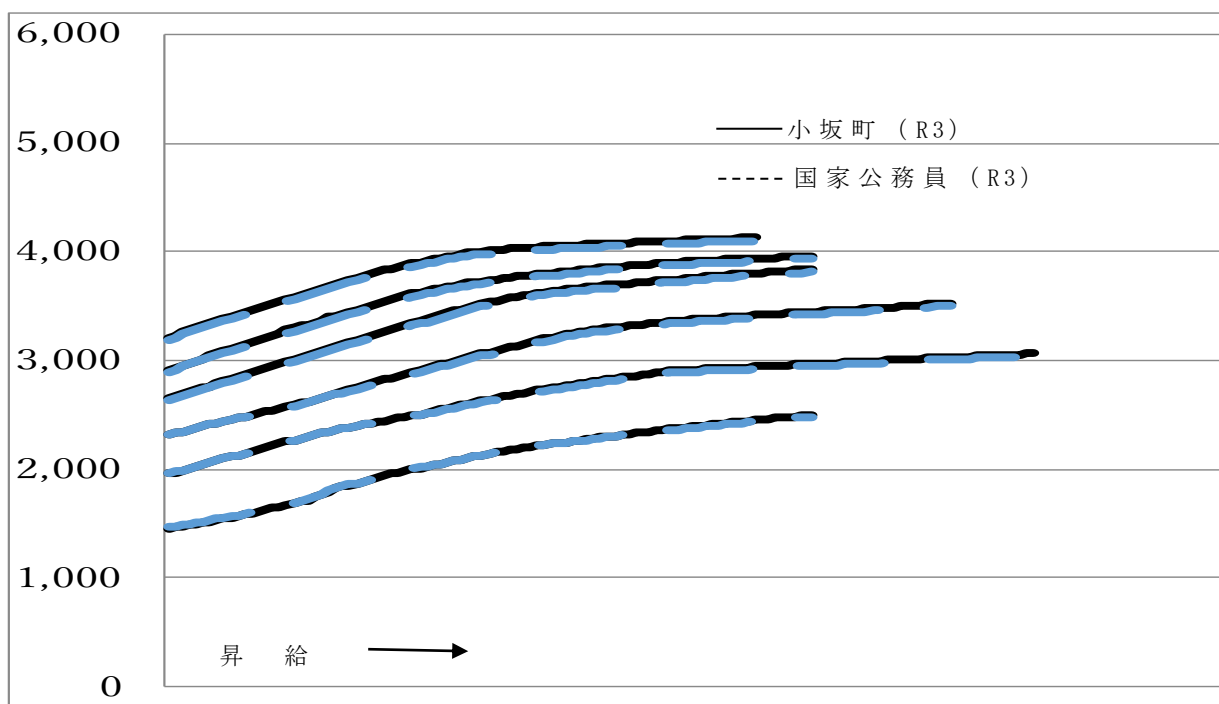
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	困難な業務を行う課長等	0 人	0 %	321,370円	412,989円
5 級	課長、室長、事務局長 参事、会計管理者	6 人	10.0 %	290,864円	395,672円
4 級	課長補佐・主査	19 人	31.7 %	264,788円	383,590円
3 級	主査・主任	9 人	15.0 %	231,564円	352,380円
2 級	主任・主事・技師	14 人	23.3 %	195,319円	306,268円
1 級	主事・技師・主事補・ 技師補	12 人	20.0 %	145,079円	249,283円

- (注) 1 小坂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（3年4月1日現在）

単位（百円）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（小坂町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小坂町	秋田県	国
1人あたり平均支給額（2年度） 1,348千円	1人あたり平均支給額（2年度） 1,680千円	—
（2年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.35）月分 （0.90）月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.35）月分 （0.90）月分	（2年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 役職加算5～20%	（加算措置の状況） 役職加算5～20%、管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 役職加算5～20%、管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小坂町）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（3年4月1日現在）

小 坂 町		国	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 47.709 月分	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置（2～45%）		定年前早期退職特例措置 （2～45%）	
1人当たり平均支給額	20,634 千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		7 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		1 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		6.9 %		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （2年度決算）	左記職員に対する支 給単価
滅失個体埋葬 処理手当	教育委員会 学習振興班職員	特別天然記念物の滅 失個体の埋葬処理作 業	2 千円	1回 1,000円
行旅死亡人 取扱作業手当	福祉課職員	行旅死亡人の取扱作 業に従事したとき	5 千円	1回 1,000円
防疫等作業 手当	福祉課職員	感染症の病原体に汚 染されたものの処理	—	1日 500円
家畜伝染病 作業手当	観光産業課 農林班職員	伝染病等にかかった 家畜の検査・処理	—	1日 500円
精神病患者 移送手当	福祉課職員	精神病患者を精神病 院に移送する作業	—	1回 500円
町税及び使用 料業務手当	町民課 税務班職員	庁舎を離れて滞納業 務を行なったとき	—	1回 500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	6,376 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	86 千円
支給実績（元年度決算）	11,489 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	149 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当 (3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (配偶者等6,500円、 子10,000円)	同		千円 8,044	円 236,288
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に 支給(月額27,000円以下)	同		千円 2,490	円 207,500
通勤手当	通勤のために交通機関・ 交通用具を使用している職 員に支給	異	地理的事情を 考慮し交通用 具使用者の限 度額が異なる	千円 3,214	円 110,827
管理職手当	管理職員に支給 (月額32,000円)	同		千円 3,264	円 362,666
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職 員に支給	同		千円 55	円 27,500
管理職員 特別勤務 手当	夜間・休日等に勤務した管理 職員に支給	同		千円 90	円 15,000
初任給 調整手当	歯科医師に支給 (月額306,900円)	異	国は経過年数 毎に減額支給	千円 3,683	円 3,683,000
寒冷地 手当	11月～3月の間に支給地域に 勤務する職員に支給(月額 7,360円～17,800円)	同		千円 4,250	円 59,859

5 特別職の報酬等の状況 (3年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給料	市区町村長	628,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副市町村長		534,600 円	770,000 円 / 455,000 円	630,000 円 / 440,000 円
報酬	議長	253,000 円	360,000 円 / 140,000 円		
	副議長	229,000 円	320,000 円 / 115,000 円		
	議員	222,000 円	300,000 円 / 100,000 円		
期末手当	市区町村長	(2年度支給割合) 3.1 月分			
	副市町村長	(2年度支給割合) 3.1 月分の100分の80			
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市町村長	給料月額×48月×100分の47	14,167,680	4月	
		給料月額×48月×100分の28	7,185,024	10月	
	備考				

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

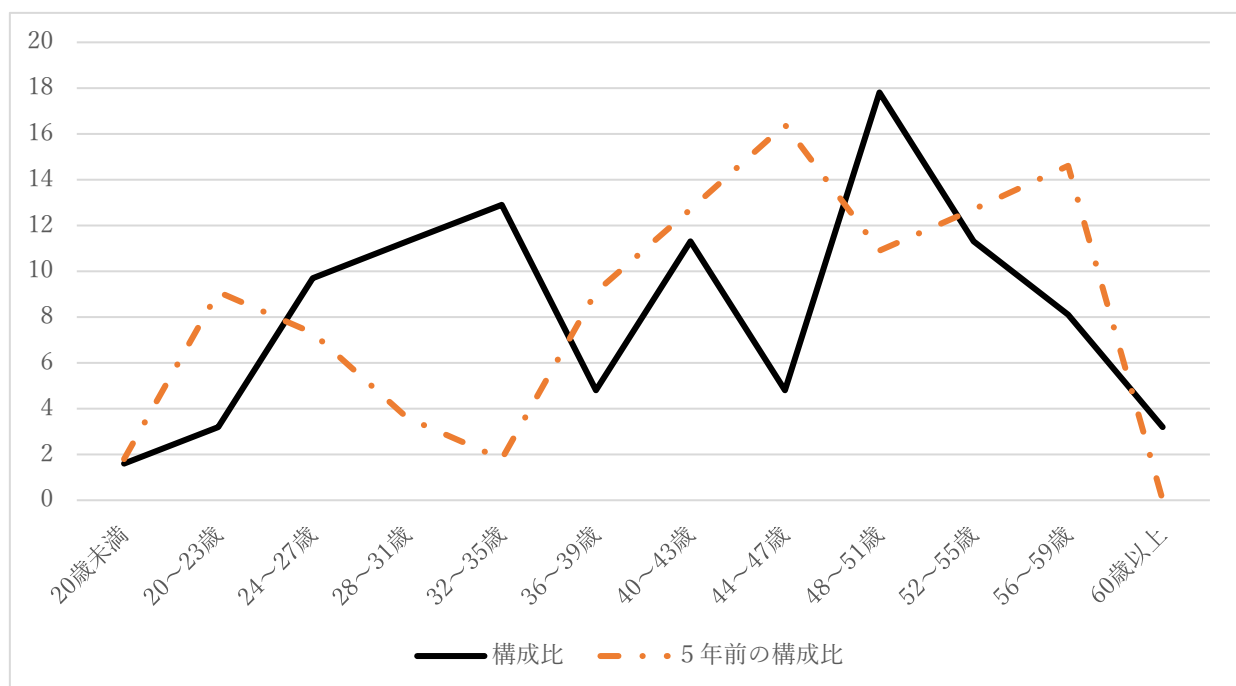
部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	1	調 整 (5月異動で2人減)
		総 務・企 画	25	26		
		税 務	4	4		
		民 生	10	10		
衛 生		7	6	△ 1		
農 林 水 産		6	4	△ 2		
商 工		6	6			
土 木	6	6				
	計	66	64	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 131.17 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 219.80 人)	
	教育部門	10	10			
	小 計	76	74	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 151.67 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 257.00 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	1	1		
		下 水 道	1	1		
		そ の 他	2	2		
	小 計	4	4			
合 計			80	78	△ 2	<参考> 人口1万当たり職員数 159.87 人
			[90]	[90]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (3年4月1日現在)

%



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 1	人 2	人 6	人 7	人 8	人 3	人 7	人 3	人 11	人 7	人 5	人 2	人 62

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	28年	29年	30年	元年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	59	63	63	63	66	64	5(8.5%)
教育	9	9	9	10	10	10	1(11.1%)
普通会計計	68	72	72	73	76	74	6(8.8%)
公営企業等会計計	5	4	4	4	4	4	△1(△20%)
総合計	73	76	76	77	80	78	5(6.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。